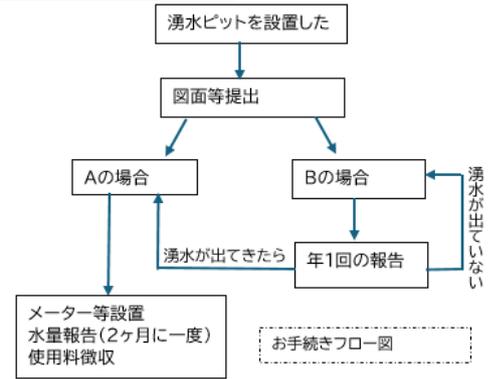


湧水ピットを設置した場合の下水道使用料の取り扱いについて

湧水ピットを設置し、ビル湧水を公共下水道へ流す場合、その分の下水道使用料がかかります。下水道使用料の算定には原則として水道メーターにより計測された水道使用水量をもって、汚水量とみなすことになっていますが、水道水以外の水を公共下水道に排出する場合は私設メーターにより計測する必要があります。

(町田市下水道条例第 25 条に基づく)



湧水ピットを設置した場合、以下の書類を町田市下水道経営総務課(801 窓口)に提出してください

- ・湧水ピットが載っている図面
- ・場所がわかる住宅案内図

A. 湧水が出る可能性が高い、または確定している場合

私設メーターか稼働時間から水量が把握できるポンプなどを設置してください(自費)。

その上で、2か月に一度、下水道経営総務課まで、湧水量の報告をしていただきます。

※まずは、私設メーターの設置位置などについて、下水道経営総務課にご相談ください。

こちらもご参照ください。

[「井戸水\(地下水\)・雨水利用水・ビル湧水・工事湧水を公共下水道に排出される皆様](#)

[へ/町田市ホームページ](#)」

ホームページ
二次元コード



B. 湧水が出る可能性が低い、まだ確定していない場合

現段階での私設メーターの設置は不要ですが、建物が建って数年してから湧水が出ることもあるため、年1回、下水道経営総務課まで、湧水の状況報告(電話・メールなど)をお願いします。報告者はマンションの管理人、建物のオーナー、管理会社等問いません。

下表の報告者の情報を記載後切り取って提出いただくか、二次元コード(報告者情報フォーム)からお知らせください。※「公共下水道使用開始届」を提出するまで。

切り取り線

報告者(会社名)	
報告者(氏名)	
湧水ピットの所在地	
連絡先	
メールアドレス	
報告の時期(年1回) (定期点検のタイミング等)	毎年__月頃



報告者情報フォーム

B.湧水が出る可能性が低い、まだ確定していない場合（表面のつづき）

なお、湧水を排水する状況になりましたら、速やかにご連絡ください。湧水量の把握方法（私設メーターの設置やポンプの稼働時間等）等についてご相談のうえ、2か月に一度、湧水量の報告をしていただきます（詳しくは、「A. 湧水が出る可能性が高い、または確定している場合」をご覧ください）。湧水が出てきたら「町田市下水道経営総務課に連絡する」旨を、湧水の排水状況を把握できる場所（例えばポンプ稼働制御盤等）にシール等で掲示するなどの対応をお願いします。

下水道経営総務課へのご連絡が遅れた場合、下水道使用料の遡及請求をさせていただく場合があります。



町田市下水道部下水道経営総務課

経営管理係 使用料担当

〒194-8520 町田市森野 2-2-22

電話:042-724-4295(直通)

メール:gesui010_04@city.machida.tokyo.jp